

旭川市建設工事に係る委託業務（建築設計・設備設計）における簡易型総合評価一般競争入札試行要領の新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙1（簡易型） 【評価項目】 専門分野ごとの技術者資格</p> <p>各専門分野の主任担当者ごとの業務種別（総合（意匠）、構造、設備（電気、機械））に応じた資格状況について評価する。</p> <p>（建築設計と建築設備設計を一括委託する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「構造」、「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の技術評価点を4倍にする。 ・<u>業務種別の4つのうち「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の技術評価点を2倍にする。</u> ・<u>業務種別の4つのうち「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については、「機械」が不要の場合には「電気」、</u><u>「電気」が不要の場合には「機械」の技術評価点を2倍にする。</u> ・<u>業務種別の4つのうち2つの業務種別の主任担当者の配置が不要な業務については、主任担当者の配置が必要な業務種別の技術評価点をそれぞれ2倍にする。</u> <p>（建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設計に係る「総合（意匠）」、「構造」の技術評価点を2倍とする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については技術評価点を4倍にする。 ・建築設備設計に係る「設備（電気、機械）」の技術評価点を2倍とする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の技術評価点を4倍にする。 <p>※CPDの取得実績は、配置予定専門分野技術者調書（様式7）記載の各団体が証明した当該年度の前年度一年間（令和〇〇年度）において取得した単位数を評価する。</p> <p>※複数の業務種別を兼務する場合は、評価が最も高い業務種別のみ技術評価点を付与する。</p>	<p>別紙1（簡易型） 【評価項目】 専門分野ごとの技術者資格</p> <p>各専門分野の主任担当者ごとの業務種別（総合（意匠）、構造、設備（電気、機械））に応じた資格状況について評価する。</p> <p>（建築設計と建築設備設計を一括委託する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「構造」、「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の技術評価点を4倍にする。 ・<u>「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については「総合（意匠）」の技術評価点を2倍にする。</u> ・<u>「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については「機械」が不要の場合には「電気」、</u><u>「電気」が不要の場合には「機械」の技術評価点を2倍にする。</u> <p>（建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設計に係る「総合（意匠）」、「構造」の技術評価点を2倍とする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については技術評価点を4倍にする。 ・建築設備設計に係る「設備（電気、機械）」の技術評価点を2倍とする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の技術評価点を4倍にする。 <p>※CPDの取得実績は、配置予定専門分野技術者調書（様式7）記載の各団体が証明した当該年度の前年度一年間（令和〇〇年度）において取得した単位数を評価する。</p> <p>※複数の業務種別を兼務する場合は、評価が最も高い業務種別のみ技術評価点を付与する。</p>

別紙1（簡易型） 【評価項目】 設計業務の実績と携わった立場

2 各専門分野の主任担当者（総合（意匠）、構造、電気、機械）

※配点は各技術者ごとに1.0

※専門分野の技術者毎の業務種別（総合（意匠）、構造、設備（電気、機械））に応じた業務実績及び携わった立場について評価する。

（建築設計と建築設備設計を一括委託する場合）

・「構造」、「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の配点を4倍にする。

・業務種別の4つのうち「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の配点を2倍にする。

・業務種別の4つのうち「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については、「機械」が不要の場合には「電気」、「電気」が不要の場合には「機械」の配点を2倍にする。

・業務種別の4つのうち2つの業務種別の主任担当者の配置が不要な業務については、主任担当者の配置が必要な業務種別の技術評価点をそれぞれ2倍にする。

（建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合）

・建築設計に係る「総合（意匠）」、「構造」の配点を2倍にする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については配点を4倍にする。

・建築設備設計に係る「設備（電気、機械）」の配点を2倍にする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の配点を4倍にする。

別紙1（簡易型） 【評価項目】 設計業務の実績と携わった立場

2 各専門分野の主任担当者（総合（意匠）、構造、電気、機械）

※配点は各技術者ごとに1.0

※専門分野の技術者毎の業務種別（総合（意匠）、構造、設備（電気、機械））に応じた業務実績及び携わった立場について評価する。

（建築設計と建築設備設計を一括委託する場合）

・「構造」、「機械」及び「電気」の主任担当者の配置が不要な業務については、「総合（意匠）」の配点を4倍にする。

・「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については「総合（意匠）」の配点を2倍にする。

・「機械」又は「電気」のいずれかの主任担当者の配置が不要な業務については「機械」が不要の場合には「電気」、「電気」が不要の場合には「機械」の配点を2倍にする。

（建築設計と建築設備設計を分割して委託する場合）

・建築設計に係る「総合（意匠）」、「構造」の配点を2倍にする。ただし、「構造」の主任担当者の配置が不要な業務については配点を4倍にする。

・建築設備設計に係る「設備（電気、機械）」の配点を2倍にする。ただし、「機械」又は「電気」の主任担当者の配置が不要な業務についてはそれぞれ「電気」又は「機械」の配点を4倍にする。